

令和7年7月大分市佐賀関の大規模火災により被災 された方の一般旅券の発給手数料の免除について

次の要件に該当する場合には、申請により、一般旅券の発給手数料が免除されることがあります。

要 件

令和7年大分市佐賀関の大規模火災による災害により罹災した方が、市長から罹災証明書の交付を受けていること。また、令和8年11月18日までに、大分県内において一般旅券の発給を申請すること。

免除される金額

一般旅券発給手数料（国及び大分県納付分）の全額（紙申請のみ）
※電子申請は免除対象外となります。

10年旅券：16,300円

5年旅券（12歳以上）：11,300円 5年旅券（12歳未満）：6,300円

残存期間同一旅券：6,300円

申請に必要な書類と提出先

必要書類	- 一般旅券の発給申請に必要な書類 - 手数料免除申請書（様式第1号） - 住民票または戸籍の附票 - 罹災証明書
提出先	各市町村の旅券申請窓口

免除申請の期限

手数料免除の申請期限は、令和8年11月18日（水曜日）です。

お問い合わせ先

大分県企画振興部国際政策課パスポート班

住 所 大分市荷揚町2番31号（大分市役所本館地下1階）

電 話 097-536-1786

Eメール passport@pref.oita.lg.jp

受付時間 月曜日～金曜日（土日祝休日・年末年始を除く） 8：30～17：15